

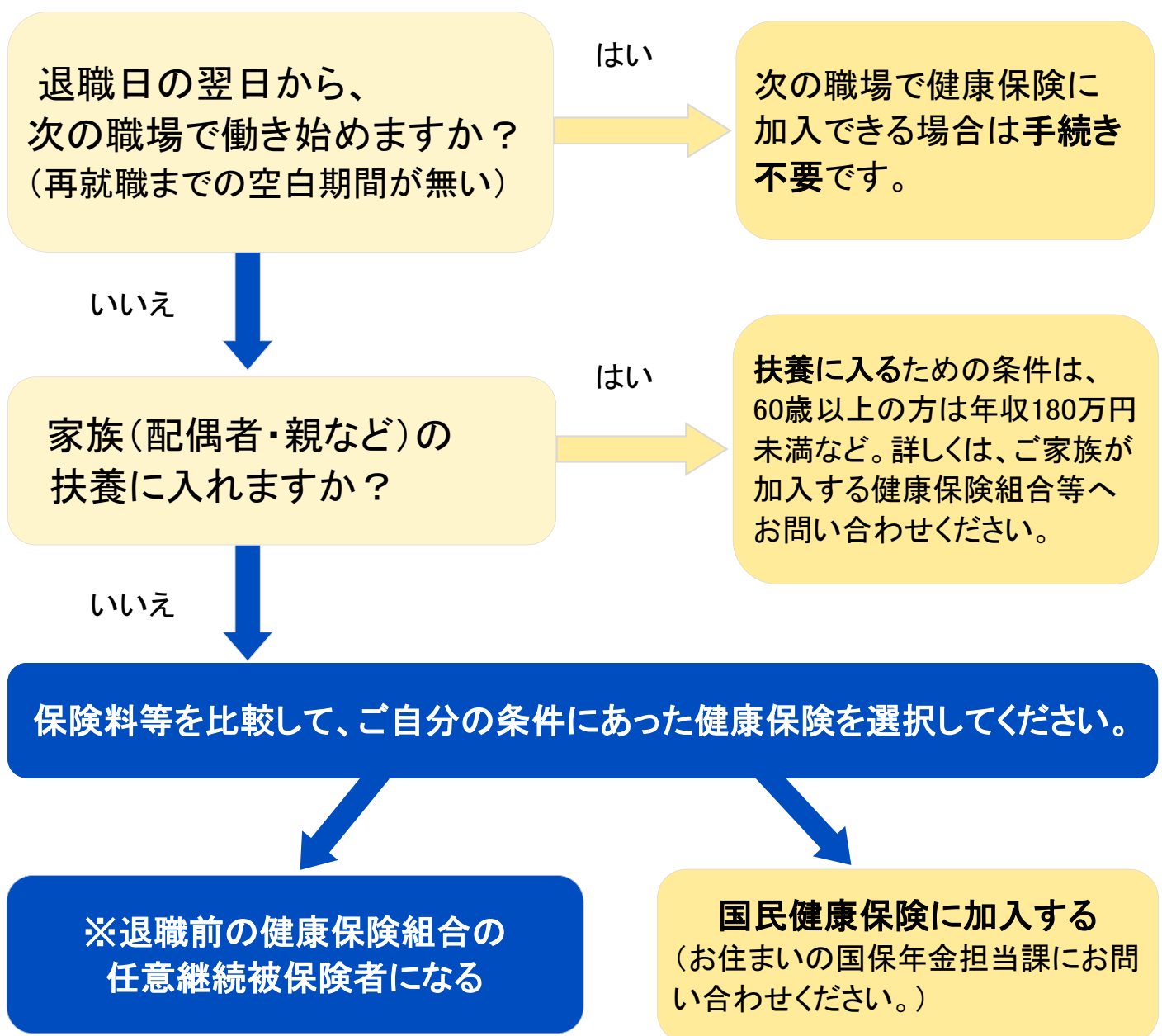
退職したときは？



⇒被保険者の資格を失います

退職すると退職日の翌日から健康保険の被保険者資格を失います。
その後はそれぞれの状況に応じた医療保険に加入することになります。

退職後の健康保険の切り替えについて



※任意継続被保険者については、裏面をご覧ください。

在職中に加入していた健康保険に引き続き加入できる「任意継続被保険者制度」があります。

20日以内に申請

退職などによって被保険者の資格を失った場合にも、条件を満たせば希望により2年間継続して被保険者となれる制度です。

加入の条件

- ◎退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある。
- ◎資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に健康保険組合に※申請する。



※「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」の提出が必要です。

加入できる期間

任意継続被保険者となった日から2年間加入できます。

保険料

事業主負担分も含め全額を自己負担します。

保険料額は、退職時の標準報酬月額か、当組合の前年度9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方に保険料率を乗じた額となります。

静岡県自動車販売健康保険組合HP



お問い合わせ

静岡県自動車販売健康保険組合

TEL (054) 286-5295

<http://www.sjkenpo.net>